建設現場一斉閉所の取組拡大について(通知)

令和6年4月の建設業への時間外労働の上限規制適用を受け、公共工事における週休2日の実現を更に推進するため、近畿ブロック発注者協議会参加機関が発注する建設工事現場において、令和6年6月から一斉閉所の取組を拡大して実施することになりました。

これに伴い、上下水道局におきましても下記のとおり現場一斉閉所の取組を拡大して実施することになりましたので通知します。

記

1. 対象工事

・予定価格 2 5 0 万円超(税込み)のすべての建設工事 ただし、災害復旧工事、工期や現場条件などの制約により現場一斉閉所が困難な工事は除 きます。

2. 現場一斉閉所実施日

・令和6年6月以降の毎月第2・第4土曜日

3. 取組内容

・現場一斉閉所実施日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行わない。

(堺市上下水道局週休2日制工事試行要領における「現場閉所」の定義による)

4. 備考

・現場一斉閉所が実施できなかった場合でも、工事成績評定点の減点等の罰則はありません。

5. 問い合わせ先

堺市上下水道局 技術力強化グループ TEL072-250-9035